

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農山村課

法令名	土地改良法	法令番号	昭和24年法律第195号		
手続名	土地改良区役員の解任	根拠条項	第134条第3項		
処分基準	<p>下記に掲げる場合において、土地改良区の役員を解任することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地改良法第134条第2項の規定に基づく県知事による土地改良区の役員の全部又は一部の改選命令に違反したとき。 <p>（土地改良法第134条第2項に基づく土地改良区役員の改選命令） 土地改良区が土地改良法第134条第1項に基づく必要措置命令に違反したときは、県知事は、土地改良区に対し、期間を指定して、その役員の全部又は一部の改選を命ずることができる。</p>				
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 農山村課	交付機関 農山村課	目次 No.